国民年金

年金生活者支援給付金制度について

令和元年10月から開始した年金生活者支援給付金制度は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に給付金を上乗せして支給するものです。

◆対象となる方

老齢基礎年金を受給している方で、次の条件をすべて満たす方

・65歳以上であること
・世帯全員の町民税が非課税であること
・年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下であること

障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方で、次の条件を満たす方

・前年の所得額が約462万円以下であること

◆請求手続き（現在、年金生活者支援給付金を受給している方は手続き不要です）

①新たに年金生活者支援給付金をお受け取りになる方

対象となる方には、日本年金機構から請求可能な旨のお知らせを10月中旬ごろに発送しましたので、同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し、切手を貼って返送してください。令和3年2月1日までに請求手続きが完了した場合、令和2年8月分からさかのぼって受け取ることができます。

②これから年金を受給される方

年金請求手続きと併せて年金事務所または住民課で手続きをしてください。

問ねんきんダイヤル　☎0570-05-1165（ナビダイヤル）／年金給付金専用ダイヤル　☎0570-05-4092
岐阜南年金事務所　☎273-6161／住民課　☎388-1115

消防署

秋季全国火災予防運動

羽島郡広域連合消防本部　☎388-1195

令和2年11月9日から11月15日まで「秋季全国火災予防運動」が全国で実施されます。これは、火災が発生しやすい季節となるため、火災予防の意識をより一層高め、火災の発生を予防し、火災による死者の発生や財産の損失を防ぐことを目的としています。

11月に入ると気温も下がり始め、徐々に暖房器具を使用する機会も増えます。使用する前に器具の状態を確認し、使用方法を間違えないように注意しましょう。

また、総務省消防庁発表の「令和元年における全火災の月別出火件数」によると、10月では2,462件に対し、11月では2,829件となっており、400件近くも火災が増加しています。ここからもわかるように、暖房器具を使用し、空気が乾燥する時期は火災の発生率も高くなり、火も燃え広がりやすくなります。ほんの小さな気の緩みが大火となり、取り返しのつかないことになるかもしれません。

そこで火災を起こさないために、次のポイントを心掛けましょう。

「いのちを守る7つのポイント」

①寝たばこは、絶対やめる
②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用をする
③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す
④逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
⑤寝具や衣類からの火災を防ぐために、防炎製品を使用する
⑥火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器を設置する
⑦お年寄りや体の不自由な方を守るために、隣近所の協力体制を作る

これら「いのちを守る7つのポイント」を一人ひとりが意識をして、火災の発生を未然に防止しましょう。